# 告　発　状

平成29年2月4日

奈良地方検察庁　御中

告発人　[redacted]

黒薮　哲哉

告発人　住所　〒13[redacted]

生年月日　昭[redacted]

電話番号　[redacted]

住所　〒351－0007　[redacted]

[redacted]

生年月日　[redacted]

電話番号　[redacted]

被告発人　住所　〒639－[redacted]

高市早苗こと山本早苗

衆議院議員

生年月日　[redacted]

## 第1　告発の趣旨

被告発人の下記の告発事実に記載の所為は、詐欺罪（刑法246条1項）に該当すると思料しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告発致します。

## 第2　告発事実

被告発人は、平成5年から現在に至るまで7期衆議院議員を務め、現在総務大臣の任にあり、かつ「自由民主党奈良県第二選挙区支部」の代表であるが、

同支部の会計責任者らと共謀の上、租税特別措置法41条の18に基づく寄付金控除の優遇措置を利用して不正に還付金を受領することを企て、平成24年11月20日に1000万円及び同年12月17日に220万円を、寄付と称して同支部から被告発人に移動し、同年12月25日に移動したうちの1000万円を同支部に移動する（同支部に戻す）ことにより、真実は寄付の意思がないのに1000万円を寄付したかのような外観を作出し、同条第1項により還付金を請求できないのに、それができる場合であることを装って、平成25年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に、被告発人が同支部に対して金1000万円を寄付した旨を記した「寄附金（税額）控除のための書類」を添付して大和郡山税務署長に対して還付を請求し、これにより同税務署長において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、よって、金2，999，400円の還付を受け、

もって、人を欺き、財物を交付させたものである。

## 第3　告発に至る経緯

### 1　平成21年に「自由民主党奈良県第二選挙区支部」に16，184，225円を寄付することにより、翌年に4，854，600円の税還付を受けたこと

告発人は、江藤貴教氏が主宰するブログ「エコニュース」（資料1）を閲覧して、被告発人が平成21年に「自由民主党奈良県第二選挙区支部」に16，184，225円を寄付し、平成22年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に、被告発人が同支部に金16，184，225円を寄付した旨を記した「寄附金（税額）控除のため書類」を添付して大和郡山税務署長に対して租税特別措置法41条の18に基づいた税還付を請求し、金4，854，600円の還付を受けたことを知った。

### 2　平成24年に同支部に1000万円を寄付することにより、翌年に2，999，400円の税還付を受けたこと

告発人は奈良県選挙管理委員会に情報開示請求を行うことにより、被告発人が平成24年に金1000万円を寄付した旨を記した「寄附金（税額）控除のための書類」（資料2）を作成し同委員会に提出していたことを知った。被告発人は、平成25年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に、同委員会が確認印を押した同書類を添付して、大和郡山税務署長に対して租税特別措置法41条の18に基づいた税還付を請求し、金2，999，400円の還付を受けたとみられる。

### 3　平成25年に300万円を同支部に寄付することにより、翌年に899，400円の税還付を受けたこと

告発人は奈良県選挙管理委員会に情報開示請求を行うことにより、被告発人が平成25年に金300万円を寄付した旨を記した「寄附金（税額）控除のための書類」（資料3）を作成し同選挙管理委員会に提出していたことを知った。被告発人は、平成26年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に、同委員会が確認印を押した同書類を添付して、大和郡山税務署長に対して租税特別措置法41条の18に基づいた税還付を請求し、金899，400円の還付を受けたとみられる。

### 4　同支部寄付による被告発人の税還付行為（前記1、2、3項記載）は租税特別措置法に違反すること

租税特別措置法41条の18第1項に「その寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められたものを除く」とあり、すべての寄付者が税還付を受けられるわけではない。

告発人は、被告発人が代表を務める「自由民主党奈良県第二選挙区支部」収支報告書（平成24年分）（資料4）の支出欄を閲覧し、計上された経費及び政治活動費が被告発人の奈良事務所の費用ばかりで政党支部としての費用が全く見られないことならびに被告発人への高額寄付（1220万円）が計上されていることなどを確認した。上記の事実から、被告発人の主たる資金管理団体が同支部であることが分かった。被告発人がこのような同支部に寄付をした場合、同条第1項に従い被告発人が税還付を受けられないことは明らかである。

しかるに、被告発人は1～3項に記載のごとく、平成21年に16，184，225円、平成24年に1000万円、平成25年に300万円を同支部に寄付し、それぞれの翌年の確定申告時期に、同条第1項により還付金を請求できないのにそれができる場合であることを装って、上記の金額を寄付した旨を記した「寄附金（税額）控除のため書類」を大和郡山税務署長に提出することにより還付を請求し、同税務署長において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、計8，753，400円の不当な還付金を得ている。

**5　平成24年の被告発人の寄付1000万円（2項記載）は、直前に同支部から被告発人に移動した1220万円から充当したと見做せるから、「真実の寄付」ではない**

告発人は、「自由民主党奈良県第二選挙区支部」収支報告書（平成24年分）（資料4）において、（支出の部）の「（3）政治活動費の内訳」の欄（資料5）に平成24年11月20日に1000万円及び同年12月17日に220万円を、同支部が被告発人に寄付した旨の記載と、（収入の部）の「（7）寄付の内訳」の欄（資料6）に同年12月25日に1000万円を被告発人が同支部に寄付した旨の記載があることを確認した。

同支部と被告発人の間で行われた上記の資金移動は、被告発人が同支部の代表なので、いずれも被告発人の裁量によってなされたものである。すなわち、被告発人は、被告発人の意思で、同支部資金から平成24年11月20日に1000万円と同年12月17日に220万円を寄付と称して被告発人宛に移動させ、同年12月25日に1000万円を寄付と称して被告発人から同支部に移動させた。

被告発人は12月25日付資金移動（1000万円）を「同支部への寄付」と収支報告書で報告したが、近傍での資金移動状況から判断し、この資金移動を「真実の寄付」と認めることはできない。何故なら、12月25日に移動した1000万円は、同支部から被告発人宛に直前に移動した資金1220万円から充当したと見做せるからである。別の云い方をすると、被告発人が被告発人に移動した資金1220万円のうちから1000万円を同支部に戻した行為といえる。

被告発人は、同支部資金を同支部→被告発人→同支部と移動させることにより、真実は寄付の意思がないのに1000万円を同支部に寄付したかのような外観を作出し、平成25年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に、同条第1項により還付金を請求できないのにそれができる場合であることを装って、被告発人から同支部に対して1000万円を寄付した旨を記した「寄附金（税額）控除のため書類」を添付して大和郡山税務署長に対して還付を請求し、これにより同税務署長において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、よって、2，999，400円の還付を受けたのである。かかる行為は、人を欺き、財物を交付させた詐欺行為である。

**6　平成21年に16，184，225円を同支部に寄付し税還付を受けた行為も詐欺罪にあたる可能性が高いこと**

被告発人は前項1に記載の如く、平成21年に同支部に高額寄付（16，184，225円）をし、高額税還付（4，854，600円）を受けた。告発人は、この16，184，225円の寄付も平成24年の寄付同様、「真実の寄付」でなく寄付と見せかけた一時的な資金移動だった可能性が高いと推測する。もし、この寄付が「真実の寄付」でなく一時的な資金移動だったとすると、被告発人は複数回にわたり詐欺行為を行ったことになる。なお、告発人は平成21年の同支部収支報告書を入手できないので、被告発人と同支部の間の資金移動がどのようになされていたかまでは確認することができないので、御庁にてぜひお調べ頂きたい。

7　告発人が新潟県選出国会議員に対して本件と類似した容疑の告発を新潟検察庁に２度行い、いずれも同庁が受理していること

告発人は、森裕子参院議員が政党支部に寄付したよう見せかけ所得税の還付金を不正に受け取ったとする詐欺容疑の告発状（資料7）を平成28年8月13日に新潟検察庁に提出し、同検察庁は同年10月3日にこれを受理した（受理報道は資料8）。なお、告発人は同告発状第2告発事実2項の還付事実が確認できなかったので、平成28年12月13日に同告発状第2告発事実2項の取り下げる旨の書面を同検察庁に提出している。

さらに、告発人は森裕子氏が代表を務める政党支部の27年度の収支報告書を閲覧し、平成27年の政党支部寄付による税還付についても同様な詐欺容疑があることを確認したので、平成28年12月12日に2度目の告発状（資料9）を新潟検察庁に提出した。平成29年1月5日に、新潟検察庁は同告発状を受理したと発表している（受理報道は資料10）。

## 第4　罪名及び罰条

詐欺罪　刑法246条1項

## 第5　証拠資料

資料1　エコニュース「高市早苗総理大臣、自らが代表の自民党支部に寄付して2982万円ぶんを税還付の処理」

資料2　「寄附金（税額）控除のための書類」（平成24年に山本早苗が寄付した分）

資料3　「寄附金（税額）控除のための書類」（平成25年に山本早苗が寄付した分）

資料4　「自由民主党奈良県第二選挙区支部」収支報告書（24年度分）

資料5　「自由民主党奈良県第二選挙区支部」収支報告書（24年度分）の（その15）「（3）政治活動費の内訳」

資料6　「自由民主党奈良県第二選挙区支部」収支報告書（24年度分）の（その7）「（7）寄附の内訳」

資料7　告発人が平成28年8月12日に新潟検察庁に提出した告発状

資料8　告発状受理報道（平成28年10月4日付読売新聞、10月5日付新潟日報）

資料9　告発人が平成28年12月13日に新潟検察庁に提出した告発状

資料10　告発状受理報道（平成29年1月7日付産経新聞）

以上